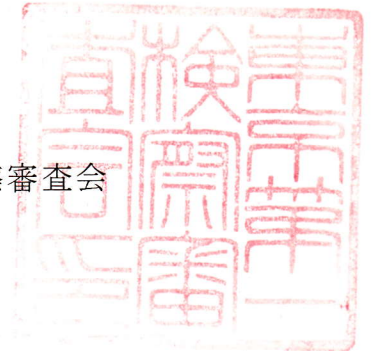




平成23年10月4日

審査申立人 広 田 博 志 殿

東京第一検察審査会



審査申立ての受理について（通知）

あなたから提出された審査申立書は、10月1日に、当検察審査会平成23年（申立）第13号審査事件として受理しました。

本件について、意見書等を提出することができますが、その際には、当検察審査会事務局あて速やかに提出してください。

なお、検察審査会の行った議決に対しては、不服を申し立てることはできません。おって、本件の問い合わせ先については、下記のとおりです。

記

1 問い合わせ先

東京第一検察審査会事務局

2 住所及び電話番号

(1) 住所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

(2) 電話番号 03 (3581) 2859